様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	松江総合医療専門学校
設置者名	学校法人　澤田学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	理学療法学科	夜・通信	57単位（1,090時間）	10単位（240時間）	
	作業療法学科	夜・通信	61単位（1,022時間）	10単位（240時間）	
	看護学科	夜・通信	40単位	10単位（9単位）	
（備考）（　）内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条（経過措置）」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数又は単位数を記載している。					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	松江総合医療専門学校
設置者名	学校法人　澤田学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

https://www.matsuecc.ac.jp/files/uploads/202606yakuinmeibo.pdf_1.pdf

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	泉胃腸科医院　理事長	2026.4.1 ～ 2030.6 定時評議員会の終結の時まで	地域医療
非常勤	社会福祉法人みずうみ副理事長	2026.4.1 ～ 2030.6 定時評議員会の終結の時まで	公益推進
非常勤	社会福祉法人みずうみ人材環境室長	2026.4.1 ～ 2030.6 定時評議員会の終結の時まで	人材環境
非常勤	社会福祉法人みずうみ事業支援室長	2026.4.1 ～ 2030.6 定時評議員会の終結の時まで	財務管理
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	松江総合医療専門学校
設置者名	学校法人　澤田学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 学則第 12 条　授業科目の区分・名称等に定められている科目、授業時間数に沿って作成される。 毎年度、授業方法及び内容の充実改善を目的とした科内会議を行い、年度当初に提示した授業計画書の記載事項の点検、見直しを行っている。そして、次年度の授業科目担当教員一覧を学科長が作成し、各科目担当教員によって授業計画書が作成される。各科目担当教員は、授業計画書の作成にあたり、科内会議で検討された改善点を十分に活かし、かつ教育理念及び学科目標に沿った授業計画を検討し、教務部が主体となり各科目の授業計画書を取りまとめ、それを学科長が決定する。授業計画については前年度後半より行い、授業計画書を作成する。 作成した授業計画書は毎年度ホームページに公開される。また、年度初めの各学年オリエンテーションの際に、学生に配布される。

授業計画書の公表方法	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

学則第 20 条　単位取得の認定は、筆記試験、実習評価その他の方法によって行う。

学則第 21 条　理学療法学科及び作業療法学科の筆記試験は、原則として年 2 回とし、前・後期末に行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときには、臨時に行う場合がある。看護学科の筆記試験は、講義を終了した科目から順次試験を行う。

評価基準は、各科目 100 点満点とし、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)を以て表し、C(可)以上を合格とする。

学則第 22 条　追試験は、学校長が疾病その他止むを得ない理由により試験に欠席した者に対して許可した場合に行われる。

学則第 23 条　本試験の成績が良好でないと認められた者に対して、再試験を行う。ただし、再試験の結果は、「C 判定」を超えることはない。

学則第 24 条・25 条　各科目の出席時間数が学則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者、臨床(臨地)実習については、5 分の 4 に満たない者については当該科目の受験資格を失う。

学則第 34 条　学生の進級は、成績及び出席状況を評価し、進級判定会議を行い学校長がこれを決定する。ただし、看護学科は単位認定会議とする。令和 8 年度入学生より、学生の進級は、成績及び出席状況を評価し、単位認定会議を行い学校長がこれを決定する。

学則第 35 条　卒業の認定は、出席すべき日数を満たし、かつ各学科所定の単位を修得した者に対し、卒業判定会議を行い学校長が認定する。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。
（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要） 各科目の成績評価は、各科目 100 点満点とし、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)を以て表し、C(可)以上を合格とする。成績は、科内管理システムにて、全科目 100 点満点に換算した数値をもって一元管理を行っている。 学生個人の全体成績については、年度末に各学年の全履修科目の合計点を算出し、それを科目数で除して 1 科目あたり平均点を算出している。ただし、平均を算出する場合の「入学前単位履修認定科目」は全履修科目から除外する。その平均得点を、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)に区分し、全学生の成績分布について把握している。全学生が自己の成績を把握できるよう成績証明書通知を行っている。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

卒業の認定は、出席すべき日数を満たし、かつ各学科所定の単位を修得した者、あわせて各科のディプロマポリシーに記載されている要件を満たした場合、卒業認定の要件を満たしている者として、卒業判定会議を経て、学校長が認定した場合に卒業が認定される。卒業が認定された者については、卒業証書及び文部科学大臣告示による専門士の称号を授与する。
令和８年度入学生より、卒業が認定された者については、卒業証書の授与および学校教育法第131条の２及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

【ディプロマポリシー(卒業認定の方針)】
本校は、教育理念にある「地域の保健・医療・福祉施設などにおいて、人々の健康の担い手として活躍できる質の高い医療従事者の育成」を基本に、各科の教育目標を達成し、所定の単位を修め、かつ、下記のディプロマポリシーにある要件を満たした者に卒業を認定し、専門士の学位を授与する。

○理学療法学科
1.心：Heart　患者様の思いを理解する思いやりの心を有している人材
　理学療法の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解して思いやりの心を有している人材
2.人間性：Humanity　学習に取り組む姿勢を有している人材
　専門職業人として自覚と責任を持ち、生涯にわたって最新の知識・技術を自ら学び続けて自己を向上させていく能力を有している人材
3.知識（頭）：Head　考え抜く力を有している人材
　あらゆる人々に対して、科学的根拠に基づいた理学療法を幅広く探求し、実践できるための知識を有している人材
4.治療（手）：Hand　基本的な手技を有している人材
　専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた理学療法を実践できる基礎的能力を有している人材
5.協調性：Harmony　チーム医療を実践する能力を有している人材
　チームの一員としての理学療法士の役割を認識して、人々が社会的資源を活用できるよう、協働・調整するための基礎的能力を有している人材

○作業療法学科
1. 基本的な社会性を持ち、相手の気持ちに寄り添うことのできる人間性を有する人材
2. 豊かなコミュニケーション能力を有し、柔軟に他者とコミュニケーションが取れる人材
3. 探求心を持ち主体的かつ継続的に学習する能力を持つ人材
4. 作業療法の専門的な基礎知識や技術を理解、修得している人材
5. 修得した知識や技術により地域社会の発展に寄与できる人材

○看護学科
1. 豊かな人間性を持ち、他者を尊重できる能力を有している人材
2. 専門職として知識・技術・態度を身につけている人材
3. 他職種との協働・連携・調整を行い、看護師としての役割が果たせる能力を有している人材
4. 地域、社会の動向を捉え、そのニーズに応える能力を有している人材
5. 探究心と向上心を持ち、他者との相互関係の中で、成長していける能力を有している人材

卒業認定の方針(ディプロマポリシー)は、アドミッションポリシー及びカリキュラムポリシーとともにホームページに公表している。

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	松江総合医療専門学校
設置者名	学校法人　澤田学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/
収支計算書又は損益計算書	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/
財産目録	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/
事業報告書	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/
監事による監査報告（書）	https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程	理学療法学科	○	－

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	143単位 (3,121時間)	93単位 (1516時間)	16単位 (300時間)	21単位 (945時間)	0単位 (0時間)	13単位 (360時間)
			（　）内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条（経過措置）」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120人	63人	0人	6人	23人	29人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） カリキュラムポリシーに基づいてカリキュラムを編成している。授業計画(シラバス)は学則第12条　授業科目の区分・名称等に定められている科目、授業時間数に沿って作成される。前期・後期の2期制にて授業を実施する。 カリキュラムポリシー 1.　豊かな人間性を養う教育 2.　専門職業人に必要な知識・技術を身につけるための教育 3.　チーム医療における協調的態度がとれるようになるための教育 毎年度、授業方法及び内容の充実改善を目的とした科内会議を行い、年度当初に提示した授業計画書の記載事項の点検、見直しを行っている。そして、次年度の授業科目担当教員一覧を学科長が作成し、各科目担当教員によって授業計画書が作成される。各科目担当教員は、授業計画書の作成

にあたり、科内会議で検討された改善点を十分に活かし、かつ教育理念及び学科目標に沿った授業計画を検討し、教務部が主体となり各科目の授業計画書を取りまとめ、それを学科長が決定する。授業計画書の記載内容の確認・修正依頼は、学科長を中心に、専任教員、教務事務で行う。作成した授業計画書は毎年度ホームページに公開される。また、年度初めの各学年オリエンテーションの際に、学生に配布される。

成績評価の基準・方法

（概要）

各科目の評価方法については授業計画書(シラバス)に明記している。試験及び評価基準については各学期開始時オリエンテーションで学生に説明している。各科目の判定方法については、シラバスに明記し評価点を算出し、進級判定会議において下記の基準で各科目の成績を評価している。

臨床実習については、「臨床実習の手引き」に評価基準を明記している。実習開始前に内容を学生と臨床実習指導者に周知するとともに臨床実習指導者会議にて説明している。実習における最終判定は、臨床実習指導者の評価をもとに科内会議で決定している。

科目評価基準

各科目の成績評価は、各科目 100 点満点とし、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)を以て表し、C(可)以上を合格とする。成績は、科内管理システムにて、全科目 100 点満点に換算した数値をもって一元管理を行っている。

学生個人の全体成績については、年度末に各学年の全履修科目の合計点を算出し、それを科目数で除して 1 科目あたり平均点を算出している。ただし、平均を算出する場合の「入学前単位履修認定科目」は全履修科目から除外する。その平均得点を、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)に区分し、全学生の成績分布について把握している。全学生が自己の成績を把握できるよう成績証明書通知を行っている。

再試験の成績の評価については、評価点 60 点以上を C 評価とする。

卒業・進級の認定基準

（概要）

卒業の認定は、出席すべき日数を満たし、かつ理学療法学科所定の単位を修得した者、あわせてディプロマポリシーに記載されている要件を満たした場合、卒業認定の要件を満たしている者として、卒業判定会議を経て、学校長が認定した場合に卒業が認定される。卒業が認定された者については、卒業証書及び文部科学大臣告示による専門士の称号を授与する。

令和 8 年度入学生より、卒業が認定された者については、卒業証書の授与および学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。

【学則第 35 条　卒業】卒業判定会議において学校長が認定する。
1. 修業年限以上在学すること
2. 出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席を満たすこと
3. 所定の授業科目全てを修得すること
4. 卒業試験を行い合格すること

【ディプロマポリシー(卒業認定の方針)】
1. 心：Heart　患者様の思いを理解する思いやりの心を有している人材
   理学療法の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解して思いやりの心を有している人材
2. 人間性：Humanity　学習に取り組む姿勢を有している人材
   専門職業人として自覚と責任を持ち、生涯にわたって最新の知識・技術を自ら学び続けて自己を向上させていく能力を有している人材
3. 知識（頭）：Head　考え抜く力を有している人材
   あらゆる人々に対して、科学的根拠に基づいた理学療法を幅広く探求し、実践できるための知識を有している人材
4. 治療（手）：Hand　基本的な手技を有している人材
   専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた理学療法を実践できる基礎的能力を有している人材
5. 協調性：Harmony　チーム医療を実践する能力を有している人材
   チームの一員としての理学療法士の役割を認識して、人々が社会的資源を活用できるよう、協働・調整するための基礎的能力を有している人材

【学則第 34 条　進級】成績及び出席状況を評価し、進級判定会議を行い学校長がこれを決定する。令和 8 年度入学生より、成績及び出席状況を評価し、単位認定会議を行い学校長がこれを決定する。

学修支援等

（概要）
科内の教員が、定期的に全ての学生の面談を行っている。
教員室に隣接する図書館を開放し、いつでも学生が閲覧することができ、学生からの質問にも答えるようにしている。
欠席、早退などが頻発する学生には、担任より口頭または電話にて連絡し、面接を行っている。また、適宜保護者に連絡、相談している。
成績不良者には、必要に応じて補習、再試験、面接などを行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
11 人 （100%）	0 人 （　0%）	11 人 （　100%）	0 人 （　0%）
（主な就職、業界等） 病院等医療機関、リハビリテーション関連施設			
（就職指導内容） 各施設や病院などからの求人情報を学生達に提供し、学生達が希望する施設状況を踏まえて面接指導、小論文指導などを実践している。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 理学療法士国家試験受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
51 人	2 人	3.9%
（中途退学の主な理由） 進路変更、身体的・精神的な理由		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任等による個別面談の実施や、様々な悩みについて気軽に相談できる場を設け、学生が相談しやすい体制をとっている。また、学生サポート委員会を設置し、学科内でも協議し、学生が学業を続けられるよう多方面から支援する体制をとっている。経済的な相談についても必要に応じて対応している。		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程	作業療法学科	○	－

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	148単位 (3,189時間)	107単位 (1804時間)	11単位 (134時間)	23単位 (1035時間)	0単位 (0時間)	7単位 (216時間)
			（ ）内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条（経過措置）」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
90人	36人	0人	6人	25人	31人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

カリキュラムポリシーに基づいてカリキュラムを編成している。授業計画(シラバス)は学則第 12 条　授業科目の区分・名称等に定められている科目、授業時間数に沿って作成される。前期・後期の 2 期制にて授業を実施する。

カリキュラムポリシー

1. 幅広い知識と教養を修得する教育
2. 臨床実践力を重視する教育
3. コミュニケーション能力などの社会人基礎力を養う教育
4. 基礎的な理論や技術・技法・感性等を涵養する専門教育
5. チーム医療に対応する連携力や科学的思考能力等を修得する専門教育

毎年度、授業方法及び内容の充実改善を目的とした科内会議を行い、年度当初に提示した授業計画書の記載事項の点検、見直しを行っている。そして、次年度の授業科目担当教員一覧を学科長が作成し、各科目担当教員によって授業計画書が作成される。各科目担当教員は、授業計画書の作成にあたり、科内会議で検討された改善点を十分に活かし、かつ教育理念及び学科目標に沿った授業計画を検討し、教務部が主体となり各科目の授業計画書を取りまとめ、それを学科長が決定する。授業計画書の記載内容の確認・修正依頼は、学科長を中心に、専任教員、教務事務で行う。作成した授業計画書は毎年度ホームページに公開される。また、年度初めの各学年オリエンテーションの際に、学生に配布される。

成績評価の基準・方法

（概要）

各科目の評価方法については授業計画書(シラバス)に明記している。試験及び評価基準については各学期開始時オリエンテーションで学生に説明している。各科目の判定方法については、シラバスに明記し評価点を算

出し、進級判定会議において下記の基準で各科目の成績を評価している。
　臨床実習については、「臨床実習の手引き」に評価基準を明記している。実習開始前に内容を学生と臨床実習指導者に周知するとともに臨床実習指導者会議にて説明している。実習における最終判定は、臨床実習指導者の評価をもとに科内会議で決定している。

科目評価基準
　各科目の成績評価は、各科目 100 点満点とし、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)を以て表し、C(可)以上を合格とする。成績は、科内管理システムにて、全科目 100 点満点に換算した数値をもって一元管理を行っている。
　学生個人の全体成績については、年度末に各学年の全履修科目の合計点を算出し、それを科目数で除して 1 科目あたり平均点を算出している。ただし、平均を算出する場合の「入学前単位履修認定科目」は全履修科目から除外する。その平均得点を、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)に区分し、全学生の成績分布について把握している。全学生が自己の成績を把握できるよう成績証明書通知を行っている。
　再試験の成績の評価については、評価点 60 点以上を C 評価とする。

卒業・進級の認定基準

（概要）

　卒業の認定は、出席すべき日数を満たし、かつ作業療法学科所定の単位を修得した者、あわせてディプロマポリシーに記載されている要件を満たした場合、卒業認定の要件を満たしている者として、卒業判定会議を経て、学校長が認定した場合に卒業が認定される。卒業が認定された者については、卒業証書及び文部科学大臣告示による専門士の称号を授与する。
　令和 8 年度入学生より、卒業が認定された者については、卒業証書の授与および学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。

【学則第 35 条　卒業】卒業判定会議において学校長が認定する。
　1.修業年限以上在学すること
　2.出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席を満たすこと
　3.所定の授業科目全てを修得すること
　4.卒業試験を行い合格すること

【ディプロマポリシー(卒業認定の方針)】
　本校は、教育理念にある「地域の保健・医療・福祉施設などにおいて、人々の健康の担い手として活躍できる質の高い医療従事者の育成」を基本に、作業療法学科の教育目標を達成し、所定の単位を修め、かつ、下記のディプロマポリシーにある要件を満たした者に卒業を認定し、専門士の学位を授与する。

1. 基本的な社会性を持ち、相手の気持ちに寄り添うことのできる人間性を有する人材
2. 豊かなコミュニケーション能力を有し、柔軟に他者とコミュニケーションが取れる人材
3. 探求心を持ち主体的かつ継続的に学習する能力を持つ人材
4. 作業療法の専門的な基礎知識や技術を理解、修得している人材
5. 修得した知識や技術により地域社会の発展に寄与できる人材

【学則第 34 条　進級】成績及び出席状況を評価し、進級判定会議を行い学校長がこれを決定する。令和 8 年度入学生より、成績及び出席状況を評価し、単位認定会議を行い学校長がこれを決定する。

学修支援等

（概要）

科内の教員が、定期的に全ての学生の面談を行っている。
教員室に隣接する図書館を開放し、いつでも学生が閲覧することができ、学生からの質問にも答えるようにしている。
欠席、早退などが頻発する学生には、担任より口頭または電話にて連絡し、面接を行っている。また、適宜保護者に連絡、相談している。
成績不良者には、必要に応じて補習、再試験、面接などを行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
13 人 （100%）	0 人 （　0%）	13 人 （　100%）	0 人 （　0%）

（主な就職、業界等）
病院等医療機関、リハビリテーション関連施設

（就職指導内容）
担任によるキャリアアップ指導、キャリアカウンセリング、就職ガイダンス、履歴書添削指導、個別面接指導、一般教養指導

（主な学修成果（資格・検定等））
作業療法士国家試験受験資格、福祉住環境コーディネーター検定、
応急手当普及員、アイサポーター、認知症サポーター

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
40 人	4 人	10%
（中途退学の主な理由） 進路変更、身体的・精神的な理由		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任等による個別面談の実施や、様々な悩みについて気軽に相談できる場を設け、学生が相談しやすい体制をとっている。また、学生サポート委員会を設置し、学科内でも協議し、学生が学業を続けられるよう多方面から支援する体制をとっている。経済的な相談についても必要に応じて対応している。		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程	看護学科	○	―

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	107単位	74単位	7単位	23単位	0単位	3単位
			（ ）内の数字は「学校教育法施行規則等の附則第2条（経過措置）」に基づき「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」について用いる授業時数を記載している。				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
180人	139人	0人	11人	49人	60人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

カリキュラムポリシーに基づいてカリキュラムを編成している。授業計画(シラバス)は学則第 12 条　授業科目の区分・名称等に定められている科目、授業時間数に沿って作成される。前期・後期の 2 期制にて授業を実施する。

カリキュラムポリシー

1. 看護の対象である人間を幅広く理解した上で、豊かな人間性を養うことのできるプログラムを提供する
2. 人々の心身に起こっている状態を系統立てて理解できる能力を備え、状況に適した観察力、判断力、応用力を基礎から養うことのできるプログラムを提供する
3. 看護に必要な科学的知識・正確な基本的技術・円滑な人間関係を構築できる態度を基礎から養い、それらを統合して実践できるプログラムを提供する
4. 地域社会のニーズに柔軟に応えていける能力を養うことのできるプログラムを提供する

毎年度、授業方法及び内容の充実改善を目的とした科内会議を行い、年度当初に提示した授業計画書の記載事項の点検、見直しを行っている。そして、次年度の授業科目担当教員一覧を学科長が作成し、各科目担当教員によって授業計画書が作成される。各科目担当教員は、授業計画書の作成にあたり、科内会議で検討された改善点を十分に活かし、かつ教育理念及び学科目標に沿った授業計画を検討し、教務部が主体となり各科目の授業計画書を取りまとめ、それを部長が決定する。授業計画書の記載内容の確認・修正依頼は、教務主任を中心に、専任教員、教務事務で行う。作成した授業計画書は毎年度ホームページに公開される。また、年度初めの各学年オリエンテーションの際に、学生に配布される。

成績評価の基準・方法

（概要）

各科目の評価方法については授業計画書(シラバス)に明記している。試験及び評価基準については各学期開始時オリエンテーションで学生に説明している。各科目の判定方法については、シラバスに明記し評価点を算出し、単位認定会議において下記の基準で各科目の成績を評価している。

臨地実習については、「実習要項」に評価基準を明記している。実習開始前に内容を学生と臨床実習指導者に周知するとともに臨床実習指導者会議にて説明している。実習における最終判定は、臨床実習指導者と担当教員による評価をもとに科内会議で決定している。

科目評価基準

各科目の成績評価は、各科目 100 点満点とし、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)を以て表し、C(可)以上を合格とする。成績は、科内管理システムにて、全科目 100 点満点に換算した数値をもって一元管理を行っている。

学生個人の全体成績については、年度末に各学年の全履修科目の合計点を算出し、それを科目数で除して 1 科目あたり平均点を算出している。ただし、平均を算出する場合の「入学前単位履修認定科目」は全履修科目から除外する。その平均得点を、A(優/100～80)、B(良/79～70)、C(可/69～60)、D(不可/59～0)に区分し、全学生の成績分布について把握している。全学生が自己の成績を把握できるよう成績証明書通知を行っている。

再試験の成績の評価については、評価点 60 点以上を C 評価とする。

卒業・進級の認定基準

（概要）

卒業の認定は、出席すべき日数を満たし、かつ看護学科所定の単位を修得した者、あわせてディプロマポリシーに記載されている要件を満たした場合、卒業認定の要件を満たしている者として、卒業判定会議を経て、学校長が認定した場合に卒業が認定される。卒業が認定された者については、卒業証書及び文部科学大臣告示による専門士の称号を授与する。

令和 8 年度入学生より、卒業が認定された者については、卒業証書の授与および学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。

【学則第 35 条　卒業】卒業判定会議において学校長が認定する。

1. 修業年限以上在学すること
2. 出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席を満たすこと
3. 所定の授業科目全てを修得すること

令和 8 年度入学生より適用

【学則第 35 条　卒業】卒業判定会議において学校長が認定する。

1. 修業年限以上在学すること

2. 出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席を満たすこと
3. 所定の授業科目全てを修得すること
4. 卒業判定試験を行い合格すること

【ディプロマポリシー(卒業認定の方針)】
本校は、教育理念にある「地域の保健・医療・福祉施設などにおいて、人々の健康の担い手として活躍できる質の高い医療従事者の育成」を基本に、看護学科の教育目標を達成し、所定の単位を修め、かつ、下記のディプロマポリシーにある要件を満たした者に卒業を認定し、専門士の学位を授与する。

1. 豊かな人間性を持ち、他者を尊重できる能力を有している人材
2. 専門職として知識・技術・態度を身につけている人材
3. 他職種との協働・連携・調整を行い、看護師としての役割が果たせる能力を有している人材
4. 地域、社会の動向を捉え、そのニーズに応える能力を有している人材
5. 探究心と向上心を持ち、他者との相互関係の中で、成長していける能力を有している人材

【学則第 34 条　進級】成績及び出席状況を評価し、単位認定会議を行い学校長がこれを決定する。

学修支援等

（概要）
科内の教員が、定期的に全ての学生の面談を行っている。
教員室に隣接する図書館を開放し、いつでも学生が閲覧することができ、学生からの質問にも答えるようにしている。
欠席、早退などが頻発する学生には、担任より口頭または電話にて連絡し、面接を行っている。また、適宜保護者に連絡、相談している。
成績不良者には、必要に応じて補習、再試験、面接などを行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
36 人 (100%)	1 人 (　　3%)	35 人 (　　97%)	0 人 (　　0%)

（主な就職、業界等）
病院等医療機関

（就職指導内容）
担任によるキャリアアップ指導、キャリアカウンセリング、就職ガイダンス、履歴書添削指導、個別面接指導、一般教養指導

（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験、保健師養成所・助産師養成所受験資格、養護教諭課程受験資格
（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
150 人	6 人	4%
（中途退学の主な理由） 進路変更、身体的・精神的な理由		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任等による個別面談の実施や、様々な悩みについて気軽に相談できる場を設け、学生が相談しやすい体制をとっている。また、学生サポート委員会を設置し、学科内でも協議し、学生が学業を続けられるよう多方面から支援する体制をとっている。経済的な相談についても必要に応じて対応している。		

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
理学療法学科	200,000 円	800,000 円	400,000 円	
作業療法学科	200,000 円	800,000 円	400,000 円	
看護学科	200,000 円	600,000 円	400,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
医療、企業、地域代表による学校関係者評価委員会を設置し、自己点検評価の評価結果を踏まえ、次年度の教育活動、学校運営の改善につなげる。学校関係者評価委員は、6名で構成する。 ①　教育理念・目的・目標②教育課程、教育の実施、学修成果③学生の受入れ、学生支援④教育実施組織・教員⑤教育環境⑥教育活動の基盤と改善・向上の取組の 6 項目について評価を行っている。学校長を責任者とし、評価結果の活用を行っている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
社会福祉法人　みずうみ	令和８年　４月　１日～ 令和９年　３月 31 日	医療
島根県作業療法士会	令和８年　４月　１日～ 令和９年　３月 31 日	医療
島根県看護協会	令和８年　４月　１日～ 令和９年　３月 31 日	医療
しまね信用金庫	令和８年　４月　１日～ 令和９年　３月 31 日	企業
株式会社松江情報センター	令和８年　４月　１日～ 令和９年　３月 31 日	企業
社会福祉法人四ツ葉福祉会	令和８年　４月　１日～ 令和９年　３月 31 日	地域
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.matsuecc.ac.jp/johokokai/		
（備考）		
【評価団体】一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 【受審年月】2024 年 12 月 【評価結果】https://www.matsuecc.ac.jp/		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
https://www.matsuecc.ac.jp/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H132320100112
学校名（○○大学 等）	松江総合医療専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人澤田学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		66人（39）人	70人（47）人	77人（50）人
内訳	第Ⅰ区分	14人	13人	
	（うち多子世帯）	（　—　）	（　—　）	
	第Ⅱ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（　—　）	（　—　）	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（　—　）	（　—　）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	14人	10人	
	区分外（多子世帯）	16人	24人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				77人（50）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	―	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	―	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	―	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	17人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	17人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。